

新潟市職員大学院修学支援実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新潟市職員研修規程（昭和36年訓令第12号）第12条に規定する自己開発のうち、職員の大学院修学支援に関し必要な事項を定め、職員の自発的な能力開発及び向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、大学院とは文部科学大臣が設置を認可した大学院をいう。

(支援内容)

第3条 市長は、大学院の正規課程に入学した職員に対し、修学しやすい環境への配慮及び大学院の授業料の助成を行う。

(対象職員)

第4条 支援の対象とする職員は、副参事以下の市長部局の職員及び新潟市職員研修規程（昭和36年訓令第12号）第14条に規定する研修を受託された職員（技能労務職員、任期付職員、臨時職員、非常勤職員を除く。）であって、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 大学院への入学資格を有すること。
- (2) 勤務成績が優秀で心身ともに健全であり、かつ、学習意欲が旺盛であること。
- (3) 支援の対象となる年度の4月1日現在で勤続年数が3年以上であり、かつ、50歳未満であること。

(対象とする課程)

第5条 支援の対象とする課程は、大学院の博士前期（修士）、博士後期又は専門職学位の正規課程で、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 政策形成能力の養成又は担当職務若しくは職種の専門性の向上に資すると認められること。
- (2) 夜間又は土曜日若しくは日曜日に開講される等勤務時間以外の時間に修学し、及び修学することができる制度が整えられていること。

(3) 勤務地からの通学が可能であること。

(4) 入学試験を受験した年の12月末までに合格発表があること。ただし、特別な事情がある場合は、この限りではない。

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、大学院の授業料の年額の3分の1以内の額とし、20万円を上限とする。

ただし、卒業年次までの助成金の額は、20万円に修学する大学院の課程の標準修業年限を乗じた額を上限とする。

(支援対象期間)

第7条 支援対象期間は、修学する大学院の課程の標準修業年限までとする。ただし、長期履修制度を利用した場合はこの限りではない。

(支援対象者の募集及び申込)

第8条 支援対象者の募集は、毎年度、期間を定めて行う。

2 支援を希望する職員は、別記様式第1号による申込書を所属長に提出しなければならない。

3 所属長は、前項の規定により申込書が提出されたときは、当該申込書に別記様式第2号による推薦書を添えて、職員研修所長へ提出しなければならない。

(支援候補者の決定)

第9条 職員研修所長は、前条の規定により提出された書類を審査し、必要に応じ、申込書を提出した職員に面接を行い、支援候補者を決定する。

(支援対象者の決定)

第10条 市長は、前条の支援候補者のうち志望する大学院の入学試験に合格した者を支援対象者として決定する。

(支援対象者の人数)

第11条 支援対象者の人数は、予算の範囲内において決定する。

(支援対象者の服務等)

第12条 大学院入学から修了までの間に必要な手続は、支援対象者の責任において行うものとする。

2 講義科目の履修等は、職務外の自己啓発活動とし、勤務時間以外の時間を活用して行うものとする。

(助成金の請求)

第13条 支援対象者は、大学院入学後に、次に掲げる書類を所属長を経由して市長へ提出しなければならない。この場合において、第2号の書類は、入学年次に請求する場合のみ添付するものとする。

(1) 別記様式第3号による請求書

(2) 入学許可証の写し

(3) 前期授業料の領収書の写し

(助成金の支払い)

第14条 市長は、前条の規定により請求があった場合は、当該請求があった年度の助成金の額を決定し、所属長を経由して支援対象者に別記様式第4号による決定通知書を送付するとともに助成金の支払いの手続を行うものとする。

(実績報告)

第15条 支援対象者は、修学している大学院の各年次が修了した場合は、次に掲げる書類を所属長を経由して職員研修所長へ提出しなければならない。この場合において、第3号及び第4号の書類は、当該大学院の最終年次が修了したときに添付するものとする。

(1) 別記様式第5号による報告書

(2) 成績証明書の写し

(3) 修了証明書の写し

(4) 学位論文の写し

(5) その他、職員研修所長が認める書類

(経費の償還)

第16条 市長は、支援対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の全部又は一部を別記様式第6号による命令書により、償還させるものとする。

(1) 大学院を修了することができなかった場合

(2) 大学院修学期間中に職員としての身分を失った場合

(3) 大学院を修了した日から3年以内に職員としての身分を失った場合

2 前項の規定は、支援対象者が次の各号のいずれかに該当する場合には適用しない。

(1) 死亡により職員でなくなった場合

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられず離職した場合

(3) 心身の故障のため、修学に堪えない場合

(4) その他、職員研修所長がやむを得ない事由があると認める場合

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

大 学 院 修 学 支 援 申 込 書

新潟市職員大学院支援実施要綱に記載の事項を承諾した上で大学院修学支援に申し込みいたします。		申 込 日	年 月 日
所 属 名		職 名	
ふりがな氏名	印	生年月日 (年齢)	年 月 日 (歳 月)
市勤続年 月	年 月	最終学校 最終学科	年 月卒業
本市における略歴	所 属 名	担 当 業 務 内 容	
資格等特記すべき事項			
志望する大学院名	※研究科・専攻課程も記載すること		
入学予定日	年 月 日	修了予定日	年 月 日
大学院で何を学びたいか			
学んだ内容を市の業務にどう活かすか			

注) 年齢・市勤続年月は、入学予定年度の4月1日を基準とする。

大 学 院 修 学 支 援 推 薦 書

年 月 日

職員研修所長 様

所属長 _____ 印

下記の職員を, _____ 年度大学院修学支援対象者として推薦します。

被推薦者	(所属・職名・氏名)
推薦する 研修課程	※研究科・専攻課程も記載すること
所属長の 推薦意見	

注) 本人の申込書を添付し, 職員ごとに別葉とすること。

別記様式第3号（第13条関係）

大 学 院 修 学 助 成 金 請 求 書

平成 年 月 日

新潟市長 様

(所 属)
(職・氏名)

印

新潟市職員大学院修学支援実施要綱第13条に基づき、 年度の修学助成金を請求します。

記

大学院名					
研究題目					
履修期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで				
修了要件 単位数	単位				
今年度の 学習目標					
前期授業料		後期授業料		年間授業料	
助成金 振込口座	自宅住所	郵便番号 - (電話 - -)			
	金融機関 の名称	銀行・信組 信金・農協 支店			
	口座種別	普通 当座 貯蓄	口座番号		
添付書類	<input type="checkbox"/> 入学許可証の写し <input type="checkbox"/> 前期授業料の領収書の写し ※入学許可証の写しについては入学年次のみ添付すること。				

所属長印

--

別記様式第4号（第14条関係）

新職員研第 号
年 月 日

様

新潟市長

大学院修学助成金決定通知書

年 月 日付けで請求のあった助成金について、次のとおり決定したので通知します。

記

- 1 支援対象者
- 2 助成対象年度
- 3 助成額

別記様式第5号（第15条関係）

大学院修学実績報告書

年 月 日

職員研修所長 様

(所 属)

(職・氏名)

印

新潟市職員大学院修学支援実施要綱第15条に基づき、 年度の修学実績を下記のとおり報告します。

記

大学院名					
研究題目					
履修期間	年 月 日 から		年 月 日まで		
今年度 取得単位数	単位	累計単位数	単位	修了要件数	単位
今年度の 修学成果					
添付書類	<input type="checkbox"/> 成績証明書の写し <input type="checkbox"/> 修了証明書の写し <input type="checkbox"/> 学位論文の写し <input type="checkbox"/> その他、職員研修所長が認める書類 ※修了証書及び学位論文の写しについては最終年次のみ添付すること。				

所属長印

--

別記様式第6号（第16条関係）

新職員研第 号
年 月 日

様

新潟市長

大学院修学助成金償還命令書

年 月 日付け新職員研第 号で金額を決定した助成金について、次のとおり償還を命ずる。

記

- 1 償還対象者
- 2 助成対象年度
- 3 償還額
- 4 償還理由